



水道料金改定案を継続審査します

議案名

笠岡市水道条例の一部を改正する
条例について

Q どういう議案なの？

A 笠岡市にふさわしい、あるべき水道料金体系を目指し、水道料金を改定するものです。逓増料金制度を導入することで、大口利用者の値上げと内部留保資金を財源とし、収益の減収を抑えながら、特に割高となっている利用者に重点を置いて値下げしようとするものです。

※逓増料金制度：使用水量が多くなるほど、従量料金の単価が上がる制度

Q どうして継続審査なの？

A 審査の中で、「近年、海底送水管の破損が続いている。水道料金を引き下げる前に、市民に安心、安全な水の安定した提供をすることが必要ではないか。」、「大口利用者には最大で1割程度の値上げとなるので、企業等へ十分説明し意見をいただく必要がある。」、「執行部と議会両方から原水の単価を下げる案が上がっていたにも関わらず、逓増料金制度という新たな案が示されたことに不自然さを感じる。」、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業等が立て直すには数年が必要。その中で水道料金の見直しについてはもう少し研究が必要である。」等の意見があり、継続審査となりました。

Q 今後は？

A 継続審査としましたので、所管の委員会（厚生産業委員会）が閉会中に引き続き審査を行い、今後の方向性を検討します。



令和2年度決算議案を 継続審査します

継続審査となった令和2年度決算議案は次のとおりです。

議案名

- ◇ 議案第57号 令和2年度笠岡市水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
- ◇ 議案第58号 令和2年度笠岡市下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
- ◇ 議案第59号 令和2年度笠岡市病院事業会計の決算認定について
- ◇ 議案第66号 令和2年度笠岡市一般会計歳入歳出ほか7件の決算認定について

Q どうして継続審査なの？

A なお引き続き審査を要するため、継続審査となりました。

Q 今後は？

A 継続審査としましたので、所管の委員会（予算決算委員会）が閉会中に引き続き審査を行い、今後の方向性を検討します。